

普通肥料の登録内容に変更があった方へ

普通肥料の登録申請を行った際、申請書に記載した内容にその後、変更が生じた場合は下記にある表のとおり、変更届出もしくは変更申請を行う必要があります。

【申請の種類】 変更の内容	提出時期	提出する書類
【肥料登録事項変更届】 ・生産事業場の名称、所在地の変更 ・保管する施設の所在地の変更	変更が生じた日から2週間以内	・肥料登録事項変更届出 2部
【肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請】 ・法人の名称、代表者氏名及び所在地の変更 ・氏名及び住所の変更（個人）	変更が生じた日から2週間以内	・肥料登録事項変更届出及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書 - 1部 ・登記簿抄本（写し可） - 1部 個人の場合不要 ・登録証の原本
【相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請】 ・肥料の生産事業を相続した場合 ・法人が合併、分割され登録の権利を得た場合	相続、合併、分割をした日から2週間以内	・相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書 1部 ・登記簿抄本（写し可） 1部 個人の場合不要 ・登録証の原本
【肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請】 ・肥料名称の変更	肥料の名称を変更する日まで	・肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書 - 1部 ・登録証原本